

附属書五（第六章関係） 電気通信サービス

第一節 適用範囲

- 1 この附属書は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす措置について適用する。
- 2 この附属書は、各締約国の区域内において適用される規則、規制及び免許の条件に従うことを条件として適用する。ただし、それらの規則、規制及び免許の条件がこの協定に反しないものである場合に限る。
- 3 この附属書は、各締約国の法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。
注釈 この3の規定の適用上、放送サービスには、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNSW―二〇）に基づくラジオ及びテレビのサービス並びにラジオ及びテレビの放送サービスを含む。
- 4 この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。
 - (a) 一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提

供することを許可すること。

- (b) 締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がこれらを自国の区域内のサービス提供者に義務付けること。

第二節 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

- (b) 「企業内通信」とは、会社内で若しくは当該会社とその子会社、支店若しくは、締約国の法令の範囲内において、提携する会社との間で又はこれらの子会社、支店若しくは、締約国の法令の範囲内において、提携する会社の間で行う電気通信をいう。この(b)の規定の適用上、「子会社」、「支店」及び適用

のある場合には「提携する会社」とは、締約国の定義によるものとする。この附属書に規定する「企業内通信」には、関連の子会社、支店又は提携する会社以外の会社に提供される商業的又は非商業的なサービス及び顧客又は潜在的な顧客に提供される商業的又は非商業的なサービスを含まない。

(c) 「専用回線」とは、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられた二以上の指定される地点の間の電気通信設備をいう。

(d) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(e) 「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(f) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電

気通信の基盤であつて、各締約国の法令に規定するものをいう。

注釈 この定義は、サービス貿易一般協定の適用を妨げるものではない。

- (g) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送であつて、各締約国の法令に規定するものを含む。

注釈 この定義は、サービス貿易一般協定の適用を妨げるものではない。

- (h) 「接続約款」とは、相互接続に関する料金及び条件を定めた約款であつて、主要なサービス提供者により提供され、及び電気通信規制機関が受理し、又は認可するものをいう。

- (i) 「電気通信紛争解決機関」とは、電気通信に関する紛争の解決について責任を負う機関をいう。

- (j) 「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を負う機関をいう。

- (k) 「利用者」とは、サービス消費者及びサービス提供者をいう。

第三節 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用

1 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載するサービスの提供に関し、他方の締約国のサービス提供者が合理的な、かつ、差別的でない条件で公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者を通じて当該一方の締約国内で又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網（専用回線を含む。）又は公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス及びそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a) 当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であつてサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c) 当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

(d) 専用回線又は自営回線を通じて利用者にサービスを提供すること。ただし、そのようなサービスの範囲及び種類が自国の法令に適合する場合に限る。

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びに当該一方の締約国内でデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するため又は利用者の個人情報保護するために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス

へのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網又は伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

(c) 附属書六の自国の特定の約束に係る表における約束に基づいて他方の締約国のサービス提供者がサービスを提供することが認められない場合において、当該サービスを提供しないことを確保するために必要なとき。

(d) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用が安全保障上及び安全上の危険を構成せず、かつ、当該アクセス及び当該利用が公表されている法令、規則又は規制（自国の公の秩序に関連するものを含む。）であって同種のサービスの提供者又は利用者に対して差別なく適用されるものに違反しないことを確保するために必要な場合

6 5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a) 公衆電話サービスの再販売又は共同利用の制限

(b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(c) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件

(d) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(e) 専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(f) 届出、登録及び免許

7 1から6までの規定にかかわらず、各締約国は、その発展の水準に従い、国内の電気通信の基盤及びサービスに関する能力を強化し、並びに電気通信サービスの国際貿易における自国の参加を増大させるた

めに必要な合理的な条件を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に課することができるものとし、当該条件を附属書六の各締約国の特定の約束に係る表に特定する。

第四節 確保すべき相互接続

各締約国は、自国の法令の範囲内で、公衆電気通信の伝送網の提供者と他の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者との間の相互接続を確保する。

第五節 携帯電話番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、自国が指定する携帯電話サービスに番号ポータビリティを提供することを奨励するよう努める。

第六節 再販売

一方の締約国は、自国の区域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供

に不当又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

注釈 インドについては、この節の規定は、国際通信用の専用回線（IPLC）によるサービスについてのみ適用する。

第七節 主要なサービス提供者による待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内のいかなる主要なサービス提供者も、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者自体、その子会社若しくは提携している会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

注釈 この1の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者、その子会社及び提携する会社並びに提携していないサービス提供者が同様の状況にあるか否かを基準として、1に規定する待遇

について監視し、又は評価する。

第八節 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、自国の関係当局を通じ、主要なサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2 1の規定の適用上、反競争的行為には、次の行為を含む。

(a) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(b) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がサービスを提供するために必要なものを当該提供者が適時に利用することができるようにならないこと。

第九節 主要なサービス提供者との相互接続

1 一方の締約国は、自国の区域内の主要なサービス提供者が伝送網の技術的及び商業的に実行可能な特定されたいかなる接続点においても他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して相互接続を提供することを確保する。自国の区域内の主要なサービス提供者が提供する

相互接続は、次の要件を満たすものとする。

- (a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していない公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

注釈 この(a)に規定する相互接続の「料金」については、(b)の規定に適合する各締約国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間で商業的又は経済的に交渉されるものであることが了解される。

- (b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注釈 両締約国は、相互接続の提供が適時であるか否かの判断の基準が、一定の要素により影響を受

ける相互接続に関する各交渉の複雑さに応じて事案ごとに異なり得ることを了解する。もつとも、相互接続は、正当な理由なく遅滞させてはならない。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われること及び相互に合意した条件に従うことを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2 一方の締約国は、自国の区域内の主要なサービス提供者に対し、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供のため、当該主要なサービス提供者の細分化された伝送網の構成部分又は設備との相互接続を他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に提供することを要求するよう努める。

3 2の規定の実施については、各締約国が自国の区域内において評価する関連市場の市況に応じて決定することができる。

4 1から3までのいかなる規定も、いずれか一方の締約国が自国の区域内の伝送網の安全を保護するために必要な措置をとることを妨げるものではない。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段

となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5 主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が自己と相互接続する他の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保しなければならない。

(a) 主要なサービス提供者が所有する施設に、相互接続に不可欠な機器であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者が所有する施設、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

6 主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保しなければならない。

7 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、

次のいずれかに基づき、その設備及び機器を当該一方の締約国の区域内の主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含む接続約款

(b) 相互接続に関する協定に定める条件

8 1、2及び5から7までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

9 主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続は、公に利用可能なものとする。

10 主要なサービス提供者は、確実に、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとする。

11 一方の締約国の区域内の主要なサービス提供者との相互接続を要請している他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があるからかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、当該一方の締約国の独立した国内機関（第十五節に規定する電気通信規制機関又は電気通信

紛争解決機関を含む。)に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

第十節 専用回線によるサービスの提供

1 一方の締約国は、自国の区域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、不当に不利又は不利益でない条件及び料金に基づいて専用回線によるサービスであつて公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを奨励するよう努める。

2 1の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

第十一節 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が定義し、及び維持するユニバーサル・サービス義務を透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行させるとともに、当該義務が自国の定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担にならないことを確保する。

第十二節 免許基準の公の利用可能性

1 電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

- (a) 全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間
- (b) 個別の免許の条件

2 免許を拒否した理由は、請求があるときは申請者に通知する。

第十三節 独立の規制機関及び独立の紛争解決機関

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関及び電気通信紛争解決機関がいかなる公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者からも分離され、かつ、当該提供者に対して責任を負わないことを確保する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関及び電気通信紛争解決機関が行う決定並びにそれらの機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第十四節 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に係る希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 両締約国は、電波のスペクトルの分配及び割当て並びに周波数の管理に関する措置がそれ自体では第五十九条の規定と矛盾する措置ではないことを了解する。したがって、各締約国は、この協定に適合する方法で実施することを条件として、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数に影響を及ぼし得る電波のスペクトル及び周波数の管理に関する政策を実施する権利を保持する。各締約国は、また、現在及び将来の必要性を考慮して周波数帯を分配する権利を保持する。

第十五節 紛争解決及び上訴

1 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、当該一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2 各締約国は、自国の法令に規定する範囲内で、関係する電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定の再検討について当該決定を行った機関に申立てを行うことができることを確保する。いずれの締約国も、適当な機関が当該決定を取り消し、又はその執行を停止し、若しくは中止する場合を除くほか、当該申立てが当該機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

3 各締約国は、関係する電気通信規制機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定について独立した司法当局又は独立した行政当局に不服を申し立てる機会を有することを確保する。

第十六節 透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、次のものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様

- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関に関する情報
- (d) 端末その他の機器の接続に適用される条件
- (e) 届出、登録又は免許の要件

第十七節 要求されていない商業用電子メール

1 各締約国は、自国の法令に従い、宣伝を目的とする要求されていない商業用電子メールを規制するため適切かつ必要な措置をとることができる。

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、宣伝を目的とする要求されていない商業用電子メールの防止に関する情報（自国の関係する法令及び最良の慣行を含む。）を提供するよう努める。